

技術資料等説明書（協定２）

災害時における応急対策業務に関する基本協定の締結に係る公告に基づく協定締結については、この技術資料等説明書によるものとする。

１．公告日 令和７年１月２４日

２．基本協定担当官等

国土交通省九州地方整備局 九州技術事務所長 山下 尚

３．基本協定の概要

- （１）基本協定名
災害時における応急対策業務に関する基本協定
- （２）基本協定の目的
公告１．（２）のとおり。
- （３）基本協定の実施内容
公告１．（３）のとおり。
- （４）基本協定区間及び締結予定業者数
公告１．（４）のとおり。
- （５）基本協定の期間
公告１．（５）のとおり。
- （６）基本協定締結業者の選定
公告１．（６）のとおり。
- （７）その他
公告１．（７）及び以下のとおり。

４．参加資格要件

- （１）参加資格要件は、公告２．（１）～（８）のとおり。

５．担当部局

〒８３０－８５７０

福岡県久留米市高野１丁目３番１号 （電話 代０９４２－３２－８２４５）

国土交通省九州地方整備局九州技術事務所 火山防災減災課

担当 ： 課長又は専門官

６．基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期間、場所及び方法

- （１）提出期間 ： 令和７年１月２４日（金）から令和７年２月１８日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。
- （２）提出場所 ： ５．に同じ
- （３）提出方法 ： 参加申請書等必要書類をＰＤＦ形式（ファイル容量は１０ＭＢを超えないものとする。）で作成し、アドレス：qsr-kyugi@ki.mlit.go.jp：へメールで提出するものとする。
持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出してもよいものとする。
ただし、郵送する際は表封筒に『災害時における応急対策業務に関する基本協定』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。
- （４）競争参加資格の認定通知書又は受付票・受理票の写しを付けること。

７．技術資料の総合的な評価に関する事項等

- （１）評価項目と評価基準
「別添－１」の各評価項目について評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」に基づき作成するものとする。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	作成方法及び留意事項
(1) 基本協定締結参加申請書	① 提出様式は「様式－1」とする。 ② 代表者印を押印すること。
(2) 協定を希望する応急対策業務	① 提出様式は「様式－2」とする。 ② 協定を希望する応急対策業務について、「様式－2」の表中記載の協定希望の欄に○印を記入する。なお、協定を希望する業務内容については複数の項目を希望することができる。
(3) 企業の業務又は役務の実績	① 提出様式は「様式－3」とする。 ・「3. (3) 基本協定の内容」で1)を希望の場合 平成25年度以降公示日までに完了した役務又は業務(再委託による実績は含まない)の実績を有すること。なお、実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した役務又は業務を対象とする。 ・「3. (3) 基本協定の内容」で2)を希望の場合 平成25年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)の実績を有すること。なお、実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務を対象とする。
(4) 技術者の資格	① 提出様式は「様式－4」とする。 ② 九州地方整備局管内に在勤している下記を満たす技術者を記載する。 1) 技術士(総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門[選択科目:地質])、又はRCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、地質部門)を有する者 2) 測量士・測量士補 ③ 技術士・RCCMについては3名を上限に記載する。 ④ 測量士・測量士補については8名を上限に記載する。

※上表中(3)の実績は、元請けでの実績や協定元で有ることを証明できる資料(契約書のコピー等)を添付すること。

※上表中(4)を証明できる資料を添付すること。

10. 技術資料等説明書に対する質問等

(1) 技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間 : 令和7年1月27日(月)から令和7年2月6日(木)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

②提出場所 : 5. に同じ。

③提出方法 : アドレス : gssr-kyugi@ki.mlit.go.jp : ヘメールで提出するものとする。

ただし、書面を持参又は郵便(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出することもできる。

(2) (1)に対する回答は、質問を受理した日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に次により回答する。

①回答方法 : 紙による閲覧。

②回答の閲覧場所 : 5. に同じ。

③回答の閲覧期間 : 令和7年2月11日(火)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

11. 基本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、提出された技術資料を「別添－1」の評価基準に基づき総合的に評価し決定する。

その結果は、令和7年3月7日(金)までにメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

また、結果通知受理後、基本協定締結業者は、協定締結の日までに競争参加資格の認定を証明す

る書類（資格審査結果通知書の写し等）を 5. の担当部局にメールで提出すること。

12. 参加資格がないと認めた者の説明請求

- (1) 参加資格がないと認めた者には、その結果を令和 7 年 3 月 7 日（金）までにメールにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。（様式は自由とする。）
 - ①提出期限：令和 7 年 3 月 1 4 日（金） 1 7 時 0 0 分
 - ②提出場所：5. に同じ
 - ③提出方法：10. (1) ③に同じ。
 - ④説明を求められたときは令和 7 年 3 月 2 1 日（金）までに説明を求めた者に対し、書面にてメールにより回答する。

13. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別添－１ 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 業務実施体制 [様式－３]	■ 公告２．参加資格要件（６）を満たす業務実施体制について、次のとおり評価する。 ①九州地方整備局管内に本社（本店）がある。 ②九州地方整備局管内に支店がある。 ③九州地方整備局管内に営業所がある。	① 10 ② 6 ③ 0
2. 技術士の在勤人数 [様式－４]	■ 公告２．参加資格要件（６）を満たす技術者の在勤人数について、次のとおり評価する。 ①技術士３名記載 ②技術士１名以上３名未満記載 ③RCCM 記載	① 10 ② 6 ③ 0
3. 測量士等の在勤人数 [様式－４]	■ 公告２．参加資格要件（６）を満たす技術者の在勤人数について、次のとおり評価する。 ①測量士等８名記載（内測量士３名以上） ②測量士等８名記載（内測量士３名未満） ③測量士等８名未満	① 10 ② 6 ③ 0
4. 業務又は役務の実績 [様式－３]	■ 公告２．参加資格要件（７）を満たす業務又は役務の実績について、次のとおり評価する。 ①九州技術事務所での実績あり ②九州地方整備局管内他事務所の実績あり ③九州地方整備局以外の国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した実績のみ	① 10 ② 6 ③ 0
5. 業務成績	■ 令和４年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点について、次のとおり評価する。 ① 73点以上 ② 70点以上 73点未満 ③ 70点未満	① 10 ② 6 ③ 0